

## 市有林立木売払い一般競争入札特記仕様書

### (総則)

第1 この仕様書は市有林の立木売払いに適用する。

### (契約物件)

第2 契約物件は、新橋まこも、元まこも、上野久尾、東野久尾地区市有林の立木とする。

なお、契約物件以外の立木に損傷を与えないこと。

### (搬出期限)

第3 契約物件の搬出期限は、令和9年11月30日とする。

### (着手の届出)

第4 買い手は、作業を開始する際は、事前に着手報告書を市に提出することとする。

### (作業工程)

第5 買い手は、作業工程表を作成し、市に提出することとする。

### (境界確認)

第6 伐採地である市有地と隣接する土地との境界の確認については、買い手においてこれを実施することとし、費用については、買い手の負担とする。  
ただし、地権者不明の場合は、市に申し出ることとする。

### (林道・作業道等の維持補修並びに土地の立入及び使用に係る承諾)

第7 契約物件の運搬等に使用する林道・作業道等の維持補修並びに土地の立入及び使用に係る承諾については、買い手においてこれを実施することとし、費用については買い手の負担とする。  
ただし、地震、台風等の天災による災害復旧については、林道・作業道等の管理者においてこれを実施する。

### (搬出に係る作業道等の開設)

第8 市有地内において契約物件の運搬に使用する作業道等を開設する場合については、市との協議完了後、買い手においてこれを実施することとし、費用については、買い手の負担とする。

(集運材)

第 9 契約物件の集運材にあつては、林地等を損傷しないように保護杭、保護さく等の必要な措置を実施する。

また、土地の形質を変える場合は、土砂の流出又は崩壊を防止する措置を実施する。

なお、契約物件の引き渡し後から搬出完了後においても、主伐の実施が起因して発生した防災措置の要請等のトラブルについては、買い手において対応することとし、費用については、買い手の負担とする。

(市有地における支障木)

第 10 市有地内において契約物件以外の立木で、搬出に係る架線等の設置その他作業において支障木が生じた場合は、市との協議完了後、買い手においてこれを実施することとし、費用については、買い手の負担とする。

(搬出に使用する道路における支障木等)

第 11 契約物件の運搬に使用する道路において支障木等があった場合については、買い手において地権者と協議を行い、協議完了後、買い手においてこれを実施することとし、費用については買い手の負担とする。

(契約物件の仮置き場)

第 12 契約物件の運搬に係り、仮置き場を設置する必要がある場合については、買い手において地権者と協議を行い、協議完了後、買い手においてこれを実施することとし、費用については買い手の負担とする。

(伐採跡地の整理)

第 13 伐採により生じた枝条残材については、買い手において、再造林の妨げにならないように、おおむね 3.0 m 幅で列状に整理する。ただし、延長 20 m ごとに 3.0 m の間隔を空けることとする。

(搬出完了の届出)

第 14 契約物件の搬出を完了したときは、速やかに搬出完了届を提出する。

(跡地検査)

第 15 契約物件の搬出期間が満了したとき又は搬出完了届が提出されたときに、市は跡地検査を実施する。